



山田会計事務所だより

〒 454 - 0983

名古屋市中川区東春田3丁目120-1

令和3年8月号(第319号)

山田達也税理士事務所

052-302-4017

http://www.yamadakaikei21.com

山田会計 中川区

検索

前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

要介護認定者が障害者控除を受ける場合について

高齢化社会になり、身の回りでも介護保険を使って生活をする方々が増えてきました。要支援、要介護等の区分の判定やそれによって受けられるサービスの種類は数が多く複雑です。来所施設、入所施設、訪問サービス等も本人の状況や制度が変わりわかりにくいですね。今回は、介護認定と税制の関係について調べてみました。

1. 障害者控除

所得税や市・県民税の納税義務者本人又は、納税義務者の同一生計配偶者、扶養親族が年齢65歳以上で、次の表のから のいずれかに該当し、社会福祉事務所長から**障害者控除対象者の認定**を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となり、所得金額から一定額が控除されます。

障害者控除対象者認定の対象者と税の控除額

区分	障害者
対象者	(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずる方
控除額	所得 税：27万円控除
	市・県民税：26万円控除

特別障害者
(2) 知的障害者(重度)に準ずる方
(3) 6か月以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方
所得 税：40万円控除
市・県民税：30万円控除

上表の(1)から(3)の認定基準と介護保険の要介護認定の基準は異なりますが、介護保険の要介護認定を受けた方は控除認定の対象となる場合があります。

同居している同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合は、所得税については障害者控除の額に35万円、市・県民税については23万円が控除額に加算されます。

2. 所得税住民税で、介護保険の要介護認定者または親が要介護認定者の場合

所得税・住民税で障害者控除を受けるためには下記の申請書を関係役所に提出して認定を受ける必要があります。名古屋市の場合は、自分で認定申請していなければ、その障害者控除等の特例は受けることができません。

障害者控除対象者認定申請書

年月日

(あて先) 名古屋市 区社会福祉事務所長

申請者住所

氏名

(対象者との続柄)

次のとおり、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び
地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7に定める障害者
又は特別障害者の認定を申請します。